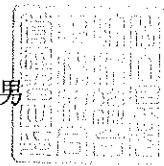




岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月1日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



#### 岡山県市町村総合事務組合条例第4号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第40条第2項第2号中「、収容されている場合」を「、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

第46条の表常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

第124条第2号中「、収容されている場合」を「、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

第129条第2項第2号中「73,090円」を「75,290円」に改め、同項第4号中「36,500円」を「37,600円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第46条及び第129条第2項の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新				旧			
(休業補償)				(休業補償)			
<b>第40条 略</b>				<b>第40条 略</b>			
2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。				2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。			
(1) 略				(1) 略			
(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、 <u>収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u> 又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導員に収容されている場合				(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、 <u>収容されている場合</u> 又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合			
(介護補償)				(介護補償)			
<b>第46条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間について、介護補償は、行わない。</b>				<b>第46条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間について、介護補償は、行わない。</b>			
(1)～(3) 略				(1)～(3) 略			
介護を要する状態の区分	障害	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	障害	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの	1 略	略	常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの	1 略	略
	2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの	2 一月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護を要する費用として支出された額)	月額 75,290円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)				
	3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害				2 一月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護を要する費用として支出された額)	月額 73,090円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)	

	であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第 42 条の表に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	ある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 75,290 円以下であるとき(限る。)			であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第 42 条の表に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	ある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 73,090 円以下であるとき(限る。)	
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 3 第 41 条の表に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第 42 条の表に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 略  2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときは、当該介護に要する費用として支給された額が 37,600 円以下であるとき(限る。)	略		1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 3 第 41 条の表に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第 42 条の表に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 略  2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときは、当該介護に要する費用として支給された額が 36,500 円以下であるとき(限る。)	略

### (休業補償)

**第 124 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、組合は、休業補償として、当該非常勤消防団員等に対して、その収入を得ることができない期間、1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間についてでは、休業補償は、行わない。**

(1) 略

(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法第 17 条の規定による補導処分として婦人補導員に収容されている場合

### (介護補償)

**第 129 条 略**

### (休業補償)

**第 124 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、組合は、休業補償として、当該非常勤消防団員等に対して、その収入を得ることができない期間、1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間についてでは、休業補償は、行わない。**

(1) 略

(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合

又は売春防止法第 17 条の規定による補導処分として婦人補導員に収容されている場合

### (介護補償)

**第 129 条 略**

<p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下である場合に限る。） <u>75,290円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 隨時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600円</u>以下である場合に限る。） <u>37,600円</u></p>	<p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下である場合に限る。） <u>73,090円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 隨時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>36,500円</u>以下である場合に限る。） <u>36,500円</u></p>
--	--

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する  
条例（令和4年岡山県市町村総合事務組合条例第4号）【概要】

1 改正の理由

地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（令和18年総務省告示第503号）の一部改正に伴い、非常勤の職員等及び非常勤消防団員等の公務災害補償に係る介護補償の額の改定を行ったもの。

また、少年法の一部改正に伴い、非常勤の職員等及び非常勤消防団員等に対する休業補償を行わない場合の規定に、特定少年に関する条文を追加したもの。

2 改正の内容

（1）介護補償（条例第46条及び第129条第2項関係）

対象	改正前	改正後
常時介護を要する状態	最高限度額（月額） 171,650円	（据え置き）
	最低保障額（月額） 73,090円	75,290円
随時介護を要する状態	最高限度額（月額） 85,780円	（据え置き）
	最低保障額（月額） 36,500円	37,600円

（2）休業補償（条例第40条第2項第2号及び条例第124条第2号）

休業補償を行わない場合として、「少年法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合」及び「少年法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を追加した。

3 施行日 令和4年4月1日